

諫早市熱中症対策一時休憩所「いさはや涼み処」募集要項

1. 趣旨

諫早市では、暑さをしのぎ、涼しく快適に一時休憩ができる「涼み処」を設置します。つきましては市内各所に涼み処を広く整備するため、本事業にご協力いただける民間事業者を募集するものです。

2. 募集要件

- (1) 市内に所在する店舗、その他の施設（以下「施設」という。）であること。
- (2) 適当な冷房施設を有する施設であること。
- (3) 資格や年齢等の制限がなく、誰でも無料で利用できる施設であること。
- (4) 「涼み処」であることがわかるポスター等の掲示ができること。
- (5) 公序良俗に反する事業者が運営する施設又は公序良俗に反する施設でないこと。

3. 確認事項

以下の(1)～(5)を確認のうえ、申し込みください。

- (1) 申込書の内容等について、審査を行います。公序良俗に反する等、事業の趣旨にそぐわないと認められる場合は、「涼み処」として登録しない、または、登録を取り消す場合があります。
- (2) 設置の際は、市のホームページ等で公表します。また、市が用意する「涼み処」のポスター等掲示をお願いします。
- (3) 「涼み処」の利用者への対応は、各施設でお願いします。
- (4) 冷房施設の電気代等、設置に伴い必要な経費は、各施設においてご負担をお願いします。
- (5) 「涼み処」の利用者が施設等に損害を与えた場合であっても、本市は責任を負わないものとします。

4. 開放期間

「涼み処」の開放期間は9月末までとします。

5. 登録の期間と更新

「涼み処」としての登録を決定した日から翌年3月31日までとします。また、期間満了までに更新しない旨の申し出がない場合には、本指定の有効期間を引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。受付は、随時行います。登録内容等に変更が生じる場合はお知らせください。

6. 登録の解除

登録をした施設が「2. 募集要件」及び「3. 確認事項」を満たさなくなった場合、または、登録した施設管理者から登録の解除の申し出があった場合は、「4. 開放期間」の間であっても登録を解除するものとします。

7. 申し込み方法

「涼み処」申込書に必要事項を記載の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって提出ください。

【提出先】 〒854-8601 諫早市東小路町7番1号

諫早市健康保険部 健康推進課

【ファックス】 0957-27-0717

【メールアドレス】 kenkou@city.isahaya.nagasaki.jp

8. 申し込み後の流れ

- (1) 申し込み内容の審査
- (2) 審査結果の連絡
- (3) 「涼み処」施設情報の公表（市ホームページ）
- (4) 「涼み処」運用開始

9. 「涼み処」の利用上の注意

次の(1)～(4)を利用上の注意とします。市は、市民へ周知に努めます。

- (1) 利用する時は、各施設の定めた利用方法に従うこと。
- (2) 空調の設定温度等は、利用者により変更できないこと。
- (3) 水分補給のための飲み物等は、利用者自身が準備すること。
- (4) 施設の状況によっては、利用が断られる場合があること。